

# 第1 計画の基本的事項

## 1 計画の背景

今日の社会経済活動は、資源とエネルギーを大量に消費しながら、開発と成長を続けてきましたが、その代償として、地球温暖化やオゾン層の破壊など地球規模での環境問題を引き起こしました。

特に地球温暖化問題は、人の活動に伴って発生する温室効果ガスが大気中の温室効果ガスの濃度を増加させることにより、地球全体として、地表及び大気中の温度が上昇し、自然の生態系及び人類に悪影響を及ぼすものであり、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、まさに人類の生存基盤に関わる最も重要な環境問題の一つであります。

急激な気温の上昇に伴う地球環境への影響としては、海面水位の上昇に伴う陸域の減少、豪雨や干ばつなどの異常気象の増加、生態系への影響や砂漠化の進行、農業生産や水資源への影響、マラリアなどの熱帯性感染症の発生数の増加などが挙げられており、私たちの生活へ大きな被害が及ぶ可能性が指摘されています。

このような状況の中、平成9年12月の地球温暖化防止京都会議において、温室効果ガスの削減に向け世界的に取り組むことが確認され、平成17年2月16日に「京都議定書」が発効されました。我が国としては、温室効果ガスの総排出量を「平成20年から平成24年の第1約束期間に平成2年レベルから6%削減」する目標を達成しなければならず、「京都議定書目標達成計画」に基づいて、一層の地球温暖化対策が講じられることとなりました。

具体的な取り組みでは、平成11年4月に「地球温暖化対策の推進に関する法律」が施行され、地方自治体においても温室効果ガスの排出を削減するための実行計画を策定し、地球温暖化防止に向けて一層の取り組みの推進を行うことが求められています。

遠野市においては、市民、事業者、滞在者、市の機関が一体となり、健全で恵み豊かな環境を保全するとともに、自然環境と人間生活が調和する遠野型環境調和社会の実現を目指して、平成17年10月に「ふるさと遠野の環境を守り育てる基本条例」を制定し、地球環境保全に関する施策の推進につとめることにしました。

このような背景のもと、本市においても、地球温暖化対策実行計画を策定し、地球温暖化について積極的、継続的な対策を講じることとします。

## 2 計画の目的

本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条の規定に基づき、市の温室効果ガスの排出量の削減、吸収作用の保全及び強化のための措置により、地球温暖化防止の推進を図りながら、「ふるさと遠野の環境を守り育てる基本条例」の趣旨を踏まえ、環境にやさしい事業活動を全庁的に推進することを目的とします。

### 【参考1】地球温暖化対策の推進に関する法律第21条

(地方公共団体実行計画等)

第21条 都道府県及び市町村は、京都議定書目標達成計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画(以下この条において「地方公共団体実行計画」という。)を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 地方公共団体実行計画の目標
- 三 実施しようとする措置の内容
- 四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

3 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 都道府県及び市町村は、毎年1回、地方公共団体実行計画に基づく措置の実施の状況(温室効果ガス総排出量を含む。)を公表しなければならない。

### 【参考2】ふるさと遠野の環境を守り育てる基本条例第8条、第25条

(施策の基本方針)

第8条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施に当たっては、基本理念に基づき、次に掲げる事項を基本として、市民及び事業者との協働の下に、総合的かつ計画的に推進するものとする。

(4) 廃棄物の減量、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用等を推進することにより、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築するとともに、地球環境の保全に貢献すること。

(地球環境の保全に関する国際協力)

第25条 市は、国その他の関係機関と連携し、地球環境の保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

### 3 対象とする事務及び事業の範囲

計画の対象は、原則として市の「全ての事務及び事業」とします。ただし、市から委託されて施設管理等の業務を行っている委託業者に対しては、協力を求めることとします。

### 4 対象とする組織及び施設等の範囲

対象とする組織は別表の組織とし、対象とする施設・車両等については対象組織が管理している施設・車両とします。また、市と外郭団体が同一又は隣接する施設に入居している場合などで、市が他の組織と一体的な取り組みを行うことが合理的と考えられる場合、当該施設も対象とします。

これらの対象組織・施設等は、計画の進行管理の中で必要に応じて見直すものとします。

### 5 対象とする温室効果ガス

対象とする温室効果ガスは、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボンの4種類とします。

パーフルオロカーボンと六ふっ化硫黄については、発生量が少ないことが予想されることや、使用状況の把握が技術的に困難なため、対象外とします。

### 6 計画の期間

計画の期間は、平成19年度から平成22年度までの4年間とします。ただし、取り組みの状況等必要に応じて見直しを行います。